

文教大学大学院 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考に関する 規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学大学院における日本学生支援機構第一種奨学金の採用者で、在学中又は奨学金貸与終了時に在学している課程で優れた評価及び業績を挙げた者に対し、日本学生支援機構から内示された人数を返還免除者として推薦することを目的とする。

(委員会)

第2条 返還免除者を選考するために、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各専攻長
- (4) その他選考委員会が定めるところにより学長が必要と認めた者

第3条 選考委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 選考委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その議決は出席者の過半数による。

5 委員長は決定事項について、各研究科教授会及び大学院委員会へ報告する。

(募集)

第4条 返還免除者の募集は、日本学生支援機構からの免除候補者の推薦通知（推薦枠）に基づき、大学事務局学事部がこれを行う。

(出願手続き)

第5条 奨学金返還免除を受けようとする者は、所定の書類を大学事務局学事部に提出する。

(選考)

第6条 選考委員会は、選考について次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 返還免除候補者の選考に関すること。
- (2) 選考基準及びその取り扱いに関すること。
- (3) その他返還免除候補者の選考及び推薦に関して必要な事項

2 選考基準については、別に定める。

(評価項目等)

第7条 選考委員会は、奨学金返還免除を受けようとする者の大学院における教育研究活動、専攻に関連した学外における教育研究活動等について、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第36条に基づき、次の項目により総合評価する。

- (1) 学位論文その他の研究論文

- (2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果
- (4) 著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）
- (5) 発明
- (6) 授業科目の成績
- (7) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (8) 音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績
- (9) スポーツの競技会における成績
- (10) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- (11) その他日本学生支援機構が定める実績

2 選考における具体的な評価項目等は、次のとおりとする。

業績の種類	機構が定める評価基準	本学が定める評価項目
学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	第7条（1） ・学位論文が特に優れている。 ・学位論文以外の研究論文が特に優れている。 ・学会等から賞を受けた。 ・学会誌、学術誌への論文掲載がある。 ・学会で発表され、高い評価を得た。
大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	第7条（2） ・特定の課題についての研究成果が特に優れていると教授会等で認められること。
大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること	第7条（3） ・試験及び審査の結果が特に優れている。

著書、データベースその他の著作物（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	第7条（4） ・著書、出版物がある。 ・データベース化またはソフトを開発した。
発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	第7条（5） ・発明が特に優れている。
「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	第7条（6） ・講義、演習等で特に優秀な実績を修めた。
研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	第7条（7） ・ティーチング・アシスタント ・リサーチ・アシスタント
音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	第7条（8） ・音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績
スポーツ競技における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	第7条（9） ・スポーツの競技会における成績
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績	第7条（10） ・ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

	であると評価されること。	
--	--------------	--

3 前項の規程にかかわらず、本学が定める評価項目に該当しても、専攻分野に関連しない業績は、評価の対象とならないものとする。

(所管部署)

第8条 この規程に関する事務は、大学事務局学事部が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。